

南魚沼市民病院 医療事故公表基準

1 目的

南魚沼市民病院において発生した医療事故等について、市民に対し適切な情報提供を行うことにより、医療の透明性を高めると共に、市民が信頼し安心して医療を受けられる環境作りと安全管理体制の向上を図ることを目的とし、医療事故等の公表基準（以下「公表基準」という。）を定める。

2 公表の基準

医療事故は、原則として以下の基準（医療安全管理指針 4. 5）の分類による）により公表する。

分類	公表方法
患者影響度 3 a 以上	包括的公表または個別公表

3 公表する内容

(1) 個別公表

- ア 事故の概要（発生日時・場所、患者の年代・性別・住所、発生状況）
- イ 事故の対応とその後の経過
- ウ 原因と今後の対策、改善状況
- エ その他必要な事項

(2) 包括的公表

- ア 事故発生件数と概要
- イ その他必要な事項

4 公表の手続き

公表に該当するかどうかは、医療安全管理委員会等の意見を参考に病院長が判断し、決定する。

5 公表の方法及び時期

(1) 個別公表

病院長、関連する部署の管理責任者および医療安全管理室長等が、事故発生後できるだけ速やかに報道機関へ公表することとし、必要に応じ病院事業管理者が公表する。併せて病院ホームページにて公表する。

(2) 包括的公表

当該年度1年分を翌年6月末までに病院ホームページにて公表する。

6 患者及び家族等への配慮

- (1) 個別公表に当たっては、原則として、事前に患者又は家族に公表の意義、必要性について十分説明し、事前に書面で公表内容を示した上で、公表することについて書面で同意を得るものとする。
- (2) 公表する内容から、患者や職員が特定、識別されないように十分配慮する。患者又は家族が公表を希望しない項目がある場合は、その内容を公表内容から除いて公表する。
- (3) 公表することに患者または家族から同意を得られない場合は、公表内容のうち患者の性別・年代及び住所を除いて公表する。

7 その他

この基準の運用にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成27年11月1日に施行し、平成27年11月1日以降に発生した医療事故について適用する。